

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 3 日 (金) 第 94 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) (森づくり推進課取扱い) 4
- 調理師試験の実施に関する事務の委任 (健康増進課取扱い) 5
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 6
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
- 漁業の免許 (水産振興課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 8
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 9
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談  
支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 10

## 公 告

- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 11

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 13
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 15

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 397 号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

鹿児島市, 阿久根市, 指宿市, 日置市, 志布志市, 南九州市, 大崎町, 東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域 (「次」は, 省略し, その関係書類を鹿児島

県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和 2 年 5 月 8 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3 に掲げる措置を行った者は、令和 2 年 7 月 10 日 (金) までに、森林病虫害等駆除実施届出書 (別記様式) を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が 3 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3 に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)の期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1 の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から 2 週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林 (伐採跡地を含む。) の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

## 鹿児島県告示第398号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

指宿市，西之表市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和2年5月8日から同年6月30日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

## 4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

(1) 3に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は，令和2年7月10日（金）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

(3) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

(4) 知事は，3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し，又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は，(4)に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1の(1)の区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所  
氏名 印  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大島郡喜界町大字早町字上ヶ田213番3, 213番4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第400号

令和 2 年 3 月 6 日鹿児島県告示第193号（以下「告示第193号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大和村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名  
時純俊, 時清光, 時富熊, 里半次郎, 児玉辰次郎, 富貞次郎, 奥田赤坊, 武下熊次郎,  
中田徳次郎, 中田松助
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大島郡大和村大字大榎字川内甲855番 1
  - (2) 変更後の指定施業要件  
告示第193号の変更後の指定施業要件のとおり

**鹿児島県告示第401号**

令和 2 年 3 月 10 日鹿児島県告示第212号 (以下「告示第212号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので, 森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により, その通知の内容を奄美市役所に掲示するとともに, その要旨を告示する。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名  
納富健
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
奄美市住用町大字役勝字前内甲377番 2
  - (2) 変更後の指定施業要件  
告示第212号の変更後の指定施業要件のとおり

**鹿児島県告示第402号**

調理師法 (昭和33年法律第147号) 第 3 条の 2 第 2 項の規定により, 調理師試験の実施に関する事務 (以下「試験事務」という。) を次のとおり行わせることとした。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人調理技術技能センター  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8 番 5 号 J A C C ビル
- 2 試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目 8 番 5 号 J A C C ビル
- 3 行わせることとした試験事務の範囲  
試験事務の全部
- 4 試験事務を行わせることとした年月日  
令和 2 年 4 月 1 日

**鹿児島県告示第403号**

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項の規定により, 身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
黒岩 真弘	医療法人さくら会黒岩整形外科内科	日置市伊集院町郡二丁目75番地	整形外科	令和 2 年 3 月 25 日
川畑 活人	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	消化器科	令和 2 年 3 月 25 日

下野 洋和	県民健康プラザ鹿屋 医療センター	鹿屋市札元一丁目8 - 8	循環器科	令和2年 3月25日
-------	---------------------	------------------	------	---------------

## 鹿児島県告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市颯娃町別府331	令和2年 4月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
やっちく訪問介護事業所	志布志市松山町 秦野1111番地	社会福祉法人松 山やっちく会	志布志市松山町 秦野1111番地	渡辺 紘三	令和2年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人大 崎町社会福祉協 議会訪問入浴介 護事業所	曾於郡大崎町假 宿1870番地	社会福祉法人大 崎町社会福祉協 議会	曾於郡大崎町假 宿1870番地	東 靖弘	令和2年 3月31日	訪問入浴 介護

## 鹿児島県告示第406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステー ションみなみ	指宿市大牟礼三 丁目24-15	医療法人圭裕会	指宿市大牟礼三 丁目24-15	南 幸弘	令和2年 4月1日	訪問看護
デイサービスセ ンターナーシン グリハ	鹿屋市川西町 4468-2	株式会社訪問ト ータルサービス 未来	鹿屋市新川町 5372-1クレセ ント新川D棟	笠野 大輔	令和2年 4月1日	通所介護
特別養護老人ホ ーム恵光園ユニ ット	垂水市本城221 番地	社会福祉法人長 和会	垂水市本城221 番地	重吉 孝二	令和2年 4月1日	短期入所 生活介護

## 鹿児島県告示第407号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションみなみ	指宿市大牟礼三丁目24-15	医療法人圭裕会	指宿市大牟礼三丁目24-15	南 幸弘	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防 訪問看護
特別養護老人ホーム恵光園ユニット	垂水市本城221番地	社会福祉法人長和会	垂水市本城221番地	重吉 孝二	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

## 鹿児島県告示第408号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和2年3月31日付けで次のとおり漁業の免許をした。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島海区

区画漁業（第1種）

## 1 魚類養殖業

漁場番号	免許番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
鹿特区魚第106号	同左	南さつま市笠沙町片浦6510番地8	笠沙町漁業協同組合	令和元年11月22日鹿児島県告示第504号で公示したとおり。

## 2 真珠養殖業

漁場番号	免許番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
鹿 区 第 7 号	同左	出水郡長島町浦底宇深浦3713番地の2	鹿児島大月真珠養殖株式会社	令和元年11月22日鹿児島県告示第504号で公示したとおり。

## 鹿児島県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化特別型（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）吾平北部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 2 年 4 月 6 日から同年 5 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市役所農地整備課  
鹿屋市役所吾平総合支所産業建設課  
鹿屋市役所串良総合支所産業建設課  
鹿屋市役所輝北総合支所産業建設課

## 鹿児島県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化特別型（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び農道整備）第二吾平東部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 2 年 4 月 6 日から同年 5 月 7 日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市役所農地整備課  
鹿屋市役所吾平総合支所産業建設課  
鹿屋市役所串良総合支所産業建設課  
鹿屋市役所輝北総合支所産業建設課  
肝付町役場農業振興課  
肝付町役場内之浦総合支所林務水産課

**鹿児島県告示第411号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島県地方務局長から平成30年12月4日鹿児島県告示第1066号で告示した公共測量の実施は、令和2年2月28日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第412号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和元年8月20日鹿児島県告示第301号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月10日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第413号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和元年8月9日鹿児島県告示第280号で告示した公共測量の実施は、令和2年2月19日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第414号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬伊津部町27番10地先から同市名瀬平田町1047番14地先まで	前	10.7~19.8	1,538.1
			後	10.7~19.8	1,538.1
			後	12.3~95.0	1,922.8



## 鹿児島県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	薩摩川内市鳥追町25番1地先から同市宮崎町字小牟田1931番1地先まで	前	5.8～25.2	1,342.4
			後	5.8～25.2	1,342.4
		後	18.1～37.2	585.8	

## 鹿児島県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内郡山線	薩摩川内市百次町字野間口347番3地先から同市百次町字和田1695番1地先まで	令和2年4月3日

## 鹿児島県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字山田字盛原27番1地先から21番1地先まで	令和2年4月3日

## 鹿児島県告示第418号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和2年4月3日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	区 間
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市東郡元町 1 番 1 地先から同市宇宿二丁目 450 番 94 地先まで

## 北薩地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 3 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人ひまわり会わかまつ園	薩摩川内市東開開町 3 番 1 号	社会福祉法人ひまわり会	薩摩川内市宮里町 3048 番地 9	若松 大介	令和 2 年 3 月 31 日	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護

## 始良・伊佐地域振興局告示第 17 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 3 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
H I M A W A R I の え が お	霧島市国分敷根 748-10	一般社団法人 H I M A W A R I	霧島市国分中央 六丁目 22 番 57-16 号	前田 裕樹	令和 2 年 4 月 1 日	地域移行支援・地域定着支援

## 大隅地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 3 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコ 7	鹿屋市寿八丁目 20 番 15 号	株式会社 n i c o n i k o t r y s t a t i o n	鹿屋市寿八丁目 19 番 7 号	大迫 勝代	令和 2 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
交通管制システム上位装置の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 4 月 3 日から同年 5 月 8 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

##### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

##### (4) 入札書の提出期限

令和2年6月9日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

##### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月10日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

##### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。  
(イ) 交付期限 令和2年4月17日午後5時15分

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

##### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Higher-level device of traffic control center:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 9 June 2020
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年4月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十六支部	柴立 鉄平	福山 将司	鹿児島市武三丁目35-1-806	○	令和2年2月5日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党大崎支部	宮本 昭一	代表者の氏名	宮本 昭一	小野 光夫	令和2年2月24日
自由民主党鹿児島県たばこ販売支部	福島 洋一	会計責任者の氏名	井上 俊洋	上村 高次	令和元年7月1日
自由民主党志布志支部	河本 正男	代表者の氏名	河本 正男	林 勇作	令和2年2月25日
自由民主党瀬戸内町支部	福山 拓生	主たる事務所の所在地	大島郡瀬戸内町古仁屋船津8-8	大島郡瀬戸内町古仁屋春日1-17-2F	令和2年1月24日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
始良市を再起動する会	湯元 秀誠	主たる事務所の所在地	始良市西餅田128-2-205	始良市鍋倉829	令和2年1月1日
荒木耕治後援会	有馬 啓	会計責任者の氏名	田村 良二	森山 文隆	令和2年2月1日
大森忍後援会	桐原 浩	代表者の氏名	桐原 浩	荒川 譲	令和元年12月11日
鹿児島県珠算教育普及政治連盟	佐藤 文生	会計責任者の氏名	中村 愛子	平野 勇雄	令和元年7月1日
鹿児島県分権自治政治フォーラム	吉村 清隆	代表者の氏名	吉村 清隆	満永 正幸	令和元年9月28日
		会計責任者の氏名	階元 仁	吉村 清隆	
塩田康一後援会	塩田 康一	政治団体の名称	塩田康一後援会	しおた康一後援会	令和2年2月21日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス武101号	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス101号	
		会計責任者の氏名	稲村 恵美	脇田 彰一	
新川床金春後援会	吹留 政弘	会計責任者の氏名	吹留 政弘	山下 久美子	令和2年2月20日

拓馬会	宮路 和明	会計責任者の氏名	篠原 準一	吉満 輝昭	令和 2 年 2 月 1 日
まつお晴代後援会	川原 三郎	代表者の氏名	川原 三郎	松尾 晴代	令和 2 年 2 月 13 日
みやじ拓馬後援会	西郷 隆文	会計責任者の氏名	篠原 準一	吉満 輝昭	令和 2 年 2 月 1 日
湯元よしひろ後援会	新屋 敏郎	主たる事務所の所在地	始良市西餅田 128-2-205	始良市鍋倉 829	令和 2 年 1 月 1 日
		代表者の氏名	新屋 敏郎	敷根 忠昭	令和 2 年 2 月 1 日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党高尾野支部	出水市高尾野町大久保 4519	堀口 文治	令和元年12月3日
自由民主党鹿児島県出水市区第二支部	出水市高尾野町大久保 4520	堀口 文治	令和元年12月3日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
明るい垂水をつくる会	垂水市田神2147	中谷 大潤	平成31年3月1日
伊地知実利後援会事務所	大島郡和泊町喜美留 141	竿田 富夫	令和元年12月12日
かこい隆志後援会	始良市平松7219番地2	梶 隆志	令和元年12月31日
西風会	鹿児島市西陵4-51-1	上田 勇作	令和元年12月31日
堀口文治後援会	出水市高尾野町大久保 4519	清藤 均	令和元年12月3日
もちとみ八郎後援会	鹿児島市紫原二丁目7-1 アルファステイツ 703号	持富 八郎	令和 2 年 2 月 25 日

## 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
塩田 康一	塩田康一後援会	資金管理団体の名称	塩田康一後援会	しおた康一後援会	令和 2 年 2 月 21 日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス武101号	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス101号	

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
持富 八郎	もちとみ八郎後援会	令和 2 年 2 月 25 日

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 4 月 3 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表106の項， 2の表2の項及び3の表2の項を削る。